

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第69号

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 法第18条第2項、<u>第14項及び第17項</u>（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部512の項の<u>手数料</u>（<u>構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。</u>）並びに513の項、<u>514の項及び562の項から570の項</u>までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料</p> <p>(2) 法第18条第22項第1号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2第2項、第68条の5の4第1項及び第2項、第68条の5の5、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに施行条例第8条ただし書（施行条例第11条第2項において準用する場合</p>	<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 法第18条第2項、<u>第5項及び第8項</u>（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部512の項から514の項まで及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料</p> <p>(2) 法第18条第13項第1号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2第2項、第68条の5の4第1項及び第2項、第68条の5の5、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに施行条例第8条ただし書（施行条例第11条第2項において準用する場合</p>

を含む。) 、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項の手数料(構造計算適合性判定を要する場合における加算額を除く。)並びに513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

第19条 削除

第21条 削除

を含む。) 、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定(以下「許可等」という。)に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から514の項まで及び562の項から570の項までに規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

(確認申請書に添付する図書の省略)

第19条 確認申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、施行規則第1条の3第18項の規定により、確認申請書に添付する図書のうち、同条第1項の表1の(は)項に掲げる図書並びに同項の表2の(1)項及び(2)項並びに同項の表3の(1)項の構造計算の計算書の全部又は一部を省略することができる。

(1) 階数が1で床面積の合計が500平方メートル以内の建築物

(2) 階数が2で床面積の合計が200平方メートル以内の建築物

(概要書の閲覧)

第21条 施行規則第11条の4第3項の規定に基づき、概要書(同条第1項の書類をいう。以下同じ。)の閲覧所(以下「閲覧所」という。)を香川県土木部建築課内、各土木事務所(香川県高松土木事務所を除く。)内及び香川県小豆総合事務所内に置く。

2 概要書の閲覧時間は、香川県の休日を含め、平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、概要書の整理その他特別の理由により、臨時に閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票)

第25条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項までに規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第10号様式）に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

第1号様式～第9号様式 略

4 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

5 概要書を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 概要書を閲覧所以外の場所に持ち出さないこと。

(2) 概要書を汚損し、又はき損しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。

第1号様式～第9号様式 略

裏面

(封印)		香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

別紙 (その2)
表面

(解印)		香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

2 改正前の第19条の規定は、この規則の施行前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は第18条第2項の規定による通知（これらの規定を同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）がされた建築物、建築設備又は工作物については、なおその効力を有する。